令和元.11.12配付資料

（別紙）

**富山県計画の目標について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 案の１ | 案の２ |
| 考え方 | 再犯防止推進法・国再犯防止推進計画に則した目標  （例文）  県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現 | 地域社会の一員として認め、支え合う、共生社会の構築を目指すなど、富山県民福祉基本計画に則した目標  ※富山県民福祉基本計画の目標をそのまま用いることを含む  （富山県民福祉基本計画の目標）  誰もが安心･幸せを感じる　とやま型地域共生社会の構築 |
| 他県の状況 | 概ね１０県（福井県など）  ＜福井県＞  犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。  ＜岐阜県＞  県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、犯罪をした者が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進する。  ＜大分県＞  県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。 | 概ね７県（神奈川県など）  ＜神奈川県＞  罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくり  ＜滋賀県＞  県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～  ＜山口県＞  安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会の実現 |